

## 〔第一段〕 詞書

月輪殿のおほせをかるゝ趣をもて、光親卿」たひ／＼申入らるといへとも、観慮なを心よか」らす、しかるに、上皇御夢想の御事」ありけるうへ、中山の相國頼實公嚴親の善知識」たりし因縁をわすれず、上人流刑の事を」なげきたまひて、念佛興行の事、さためて」佛意にそむかさらむか、門弟のあやまりを」もちて、とかを師範にをよほされ、罪科せら」るゝ事、冥鑑はかりかたきよし、しきりに」いさめ申給けれハ、をりしも最勝四天王院供養」に大赦をゝこなハれけるに、その御沙汰あ」りて、同年十月廿五日改元十二月八日 勅免の 宣旨」をくたされけり、かの状云」  
承元之年也

太政官苟 土左國司」

流人藤井元彦」

右、正三位行權中納言兼右衛門督藤原朝臣隆衡」宣奉 勅、件の人は「一月廿八日事につミして、かの「國に配流、しかるを、おもふところあるによりて、」ことにめしかへさしむ、但よろしく畿のほかに」居住して、洛中に往還する事なかるへし」者、

國よろしく承知して、宣によりて、これを「おこなへ、荷到奉行、」

承元季十二月八日 左大史小槻宿祢」

權右中弁藤原朝臣」

勅免のよし、都鄙にきこへしかは、京都の「門弟は再會をよろこひ、邊鄙の土民ハ餘波を」をしむ、よろこひとなげきと、あひなかハにそ」侍りける、」

### 狀文

光親卿、度々法然上人の赦免を申し入れる

月輪殿の仰せ置かるる趣をもつて、光親卿度々申し入れらると雖も、覬慮猶快からず。然るに、上皇御夢想の御事ありける上、中山の相國（頼実公）、

嚴親の善知識たりし因縁を忘れず、上人流刑の事を嘆き給いて、念佛興行の事、定めて仏意に背かざらむか、門弟の誤りをもつて科を師範に及ぼされ、罪科せらるる事、冥鑑計り難き由、頻りに諫め申し給いければ、折りしも最勝四天王院供養に大赦を行なわれけるに、その御沙汰ありて、同年（十一月一十五日改元、承元々年也）十二月八日、勅免の宣旨を下されけり。彼の状に云く、

勅免の宣旨

太政官符 土佐国司  
流人藤井元彦

右、正三位行權中納言兼右衛門督藤原朝臣隆衡宜しく勅を奉るべし。件の人は、二月二十八日事に罪にして、彼の国に配流、然るを、思う所あるによりて、殊に召し返さしむ。但し、宣しく畿の内々に居住して、洛中に往還する事なかるべし者。國宣しく承知して、宣によりて、これを行なえ。符到らば奉行せよ。

承元々年十一月八日 左大史小槻宿禰  
権右中弁藤原朝臣

勅免の由、都鄙に聞こえしかば、京都の門弟は再会を喜び、辺鄙の土民は名残れを惜しむ。喜びと嘆きと、相半ばにぞ侍りける。

## 〔第二段〕 詞書

上人 勅免にあつかり給て、國をいて、のほり」給ふに、攝津國押部といふ所に、しあし逗留したまふ、老少男女をすゝめて、念佛門にいれ」給事、かすをしらさりけり、」

## 祝文

恩免あり、攝津  
国押部に逗留

上人勅免に与り給いて、國を出でて上り給うに、攝津國押部といふ所に、暫し逗留し給う。老少男女を勧めて、念佛門に入れ給う事、数を知らざりけり。

## 〔第三段〕 詞書

恩免ありといへとも、なを洛中の往還を「ゆるされさりしかは、攝津國勝尾寺に」しはらくすみたまふ、このてらは善仲」善筭の古跡、勝如上人往生の地なり、上人、西の「谷に草菴をむすひてすミ給けり、をり」ふし、恒例の引聲の念佛ありけるに、僧衆」の法服破壊してみくるしかりけれハ、弟子」法蓮房をもて、京都の檀那におほせられて、「装束十五具調して施入せらる、寺僧よろこひ」て、臨時に七日の念佛を勤行しけり、かの菴室」いまにあり、その室にいれは、おのつから異香」をかくことなとも侍とて、あゆミをはこぶ」人おほくそ侍るなる、」

## 祝文

恩免あり、攝津國勝尾寺に  
住む

恩免ありと雖も、猶洛中の往還を許されざりしかば、  
攝津國勝尾寺に暫く住み

引声念佛

僧衆の装束十五  
具、施入

さう。この寺は、善仲・善算の古跡、勝如上人往生の地なり。上人、西の谷  
に草庵を結びて住み給いけり。折節、恒例の引声の念佛ありけるに、僧衆の法服  
破壊して見苦しかりければ、弟子法蓮房をもつて、京都の檀那に仰せられて、  
装束十五具調じて施入せらる。寺僧喜びて、臨時に七日の念佛を勤行しけり。  
彼の庵室今に在り。その室に入れば、自から異香を嗅ぐ事等も侍るとて、歩みを  
運ぶ人多くぞ侍るなる。

## 〔第四段〕 詞書

當寺に、一切經ましまさるよしをき、給て、「上人所持の一切經論一藏を、施入し  
給ければ、「住侶隨喜悅豫して、老若七十餘人、はなをちら」し、香をたき、幡を  
さゝけ、蓋をさしてむかへ」たてまつる、この經論開題供養のために、「聖覺法印を  
招請せられけれハ、貴命をうけ再會」をよろこひて、唱導をつとめられけり、かの表  
白云、「夫八万の法藏は、八万の衆類をみちひき、一實」真如ハ、一向專稱をあらハ  
す、かの大聖世尊の自説」して、南無佛と唱へたまひし、その名をあらハ」さゝれと  
も、意ハ弥陀の名号なり、又、上宮太子の「誕生して、南無仏と唱たまひし、その躰  
をきき」さゝれとも、こゝろさしは極樂の教主なり、しかるに、慈覺大師の念佛傳

燈ハ、經文をひきて、「寶池の波に和すれども、劣機の行にあたハす」諸師所立の念佛三昧ハ佛境を縁して、心地の「塵をはらへとも、下根のつとめにあたハす、恵心僧都」の要集には、三道をつくりて、一心のものハまよひ」ぬへし、永觀律師の十因にハ、十門をひらきて、「一篇にはつかす、空也上人の高聲念佛ハ、聞名の」益をあまねくすれとも、名号の徳をあらハさす」良忍上人の融通念佛ハ、神祇冥道をすゝむれとも、「凡夫の、そみハうとし、爰我大師法主上人、行年」四十三より念佛門にいりて、あまねくすゝめ、「易行道をしめして、ひろくおしへたまふに」天子のいつくしき、玉の冠を西にかたふけ、月卿の「かしこき、金の笏を東にたゞしくす、皇后の」こひたる韋提夫人のあとをひ、傾城のことんなき」五百士女のよそをひをまなぶ、しかるあひた、とめるハ」おこりてもてあそひ、まつしきはなげきて」ともとす、農夫かすきをふむ、念佛をもて田うた」とし、織女かいとをひく、念佛をもてたてぬきとす、「鈴をならす驛路にハ、念佛をとなへて鳥をとり、「ふなハたをたゞく海上には、念佛をとなへて魚をつる、雪」月花をみる人ハ、西楼に目をかけ、琴詩酒をもてあそふとも」からは、西の枝の梨子をゝる、これミナ弥陀をあかめざるをは」瑕瑾とし、珠数をくらさるをハ耻辱とす、こゝをもて花族英」才なりといへとも、念佛せざるをハおとしめ、乞勾非人なりと」いへとも、念佛するをハもてなす、故に八功德水

の波のうへにハ、」念佛のはちす池にみち、三尊来迎の掌のうちには、「紫臺をさしをくひまなし、しかれハ、我ぶか念佛せ」さるハ、かの池の荒廢なり、我ぶか欣求せさるハ、その國の「衰弊なり、國のにきはひ、仏のたのしみ、念佛をもて」もと、し、人のねかひ、わかのそみ、念佛をもてさきとす、「仍、當座の愚昧、公請につかへてかへる夜ハ、念佛をとなへ」て枕とし、私宅をいて、わしる日ハ極樂を念して「車をはす、これ上人の教誡なり、過去の宿善に」あらすや、とて、鼻をかみ聲をむせひ、舌をまきて」と、こほるあひた、法主なミたをななし、聴衆」そてをしほらすといふことなし、」

## 祝文

上人、一切經を  
施入  
開題供養の為に  
聖覺法印を招請  
す  
表白  
【当寺に一切經ましまさざる由を聞き給いて、上人所持の一切經論一藏を、施入し給いければ、住侶隨喜悦予して、老若七十余人、花を散らし香を焚き、幡を捧げ蓋を差して迎え奉る。この經論開題供養の為に聖覺法印を招請せられければ、貴命を受け、再会を喜びて、唱導を勤められけり。彼の表白に云く、「夫れ八万の法藏は、八万の衆類を導き、一実真如は、一向專称を表わす。彼の大聖世尊の自説して、南無仏と唱え給いし。その名を表わさざれども、意は弥



なりと雖も、念佛するをば持て成す。故に八功德水の波の上には、念佛の蓮池に満ち、三尊来迎の掌の内には、紫台を差し置く隙なし。然れば、我等が念佛せざるは、彼の池の荒廃なり。我等が欣求せざるは、その国の衰弊なり。國の賑い仮の楽しみ、念佛をもつて本とし、人の願い我が望み、念佛をもつて先とす。仍つて、当座の愚昧、公請に仕えて帰る夜は、念佛を唱えて枕とし、私宅を出でて走る日は、極樂を念じて車を馳す。これ上人の教誡なり。過去の宿善にあらずや」とて、鼻を擣み声を嘆び、舌を巻きて滞る間、法主涙を流し、聴衆袖を絞らざと/or 事なし。

## 〔第五段〕 詞書

勝尾寺の隠居も、すでに四箇年になりぬ、花洛の往還、なをゆるされさりしに、「建暦元年夏のころ、上皇、八幡宮ニ御」幸ありしとき、一人の倡妓横云、星灰ニ」親疎なく、只善人にくみす、王者の徳失によりて、國土の治亂あり、われ、南海」の邊邑に訪へき事ありて、日々に往反す、苦哉ゝ、近代、君くらく、臣まかりて、政にこり人うれふ、王城の鎮守、百王」の宗廟、連々に評定の事あり、天下」逆亂し、率土荒廢せん、さためて後悔」あらむ歎と、還御の後、近臣が奏申さく、「倡

妓か託宣、たゞ事にあらざらんか、おほよそ天ハ徳にかたす、仁よく邪を却く、「國土をおさむるはかりこと、徳政にハしか」す、天蘖をしりそくる術、佛法に帰」するにあり、專修念佛停廢、法然房配流、「尤宥御計あるへきをやと、勅答あき」らかならざるに、同年七月のころ、上皇御夢想の御事まし／＼き、蓮花王院」に御參ありけるに、衲衣着せる高僧、ちか」つき參して、奏云、法然房ハ、故法皇ならひに高倉の先帝の、円戒の御師範」也、徳、賢聖にひとしく、益、當今にあまね」し、君、大聖の権化をもて、還俗配流の罪」に處す、咎、五逆におなし、苦報おそれさら」むやと、この事おとろきおほしめされて、「藤中納言光親卿に、ひそかに御夢想の次」第を仰下さる、彼卿、おりをえて、ハやく」この上人の花洛の往還をゆるさるへき」むね、頻に奏申けれハ、同十一月十七日、彼卿」の奉行として、花洛に還歸あるへきよし、「鳥頭變毛の宣下をかうふり給ぬ、則、「同廿日、上人歸洛し給けれハ、一山徳をし」たひ、満寺なこりをおしみて、万仞の霞よ」りいてゝ、九重の雲にそをくりたてま」つりける、「

其後、いくはくの歳月をへす、わづかに「十箇季の間に、承久の逆乱おこりて、天」下のみたれにをよひし、倡妓か託宣、いま思」あハせられ侍り、又、上人の左遷の時、門弟不歎」かなしみけれハ、源空か興する淨土の法門」は、濁世末代の出要なり、釋

尊に特留此經」のちかひふかく、諸佛に攝受護念のちから」おほきにましませハ、この法の弘通ハ、人は」と、めむとすとも、法さらにと、まるへか」らす、但、いたむところハ、念佛守護の神」祇冥道、さためて無道の障難をとかめ」給ハんか、のちにかならすおもひあハす」へし、との給ける事、かの託宣にたかハす、「まことに不思議にそ覚侍る、」

## 釈文

勝尾寺の隠居四箇年  
上皇、八幡宮に御幸  
倡妓の託宣  
勝尾寺の隠居も既に四箇年になりぬ。花洛の往還猶許されざりしに、建暦元年夏の頃、上皇、八幡宮に御幸ありし時、一人の倡妓横して云く、「星災に親疎なく、只善人に与す。王者の徳失によりて国土の治乱あり。我南海の邊邑に訪うべき事ありて、日々に往反す。苦しきかな苦しきかな。近代、君暗く臣曲がりて、政濁り人憂う。王城の鎮守、百王の宗廟、連々に評定の事あり。天下逆乱し、率土荒廢せん。定めて後悔あらむか」と。還御の後、近臣等奏し申さく、「倡妓が託宣、徒事にあらざらんか。凡て、妖は徳に勝たず、仁よく邪を却く。国土を治むる謀、徳政には如かず。妖蘖を退くる術、仏法に帰するにあり。専修念佛停廐、法然房配流、尤も宥御の計らいあるべきをや」と。勅答明らか

ならざるに、同年七月の頃、上皇御夢想の御事ましましき。

蓮華王院に御参あ

りけるに、衲衣を着せる高僧、近付き参じて、奏して云く、「法然房は、故法皇並びに高倉の先帝の円戒の御師範也。徳、賢聖に等しく、益、当今年に遍し。君大

花洛往還

聖の権化をもつて還俗配流の罪に処す。咎五逆に同じ、苦報恐れざらむや」と。

この事驚き思し召され、藤中納言光親卿に、密かに御夢想の次第を仰せ下さ

る。彼の卿、折を得て、早くこの上人の花洛の往還を許さるべき旨、頻りに奏

し申しければ、同十一月十七日、彼の卿の奉行として、花洛に還帰あるべき

鳥頭変毛の宣下を被り給いぬ。則ち、同二十一日、上人帰洛し給いければ、

よし、鳥頭変毛の宣下を被り給いぬ。則ち、同二十一日、上人帰洛し給いければ、

申しければ、同十一月十七日、彼の卿の奉行として、花洛に還帰あるべき

奉りける。

承久の乱

その後、幾許の歳月を経ず、僅かに十箇年の間に承久の逆乱起りて、天下のみだれに及びし、倡妓が託宣、今思ひ合わせられ侍り。又、上人左遷の時、門弟等歎き悲しみければ、「源空が興する淨土の法門は、濁世末代の出要なり。釈尊に特留此經の誓い深く、諸仏に摂受護念之力大きにましませば、この法の弘通は、人は留めむとすとも、法さらに留まるべからず。但し、痛む所は、念佛守護の神祇冥道、定めて無道の障難を咎め給わんか。後に必ず思い合わすべし」

と宣<sup>のたま</sup>いける事、彼<sup>か</sup>の託宣<sup>たくせん</sup>に違<sup>なが</sup>わず、眞<sup>まこと</sup>に不思議<sup>ふしきぎ</sup>にぞ覚え侍る。

## 〔第六段〕 詞書

慈鎮和尚の御沙汰として、大谷の禪房に「居住せしめたまふ、むかし尺尊上天の雲より」くたり給しかばは、人天大會まつ拝見たて「まつらむ事をあらそひき、いま、上人南海の」波をさかのほり給へは、道俗男女、さきに供養を」のへん事をいとなむ、群參のともから、その」夜のうちに一千餘人ときこえき、幽閑の」地をしめ給といへとも、日々参詣の人連綿と」してたへさりけり、「

### 祝文

慈鎮和尚の御沙汰として、大谷の禪房に居住せしめたまふ。昔、祝尊上天の雲より下り給いしかば、人天大會まず拝見奉らむ事を争いき。今、上人南海の波を遡り給えば、道俗・男女、先に供養を展べん事を當む。群參の輩、その夜の内に一千余人と聞こえき。幽閑の地を占め給うと雖も、日々参詣の人連綿として絶えざりけり。

〔奧書〕

三十六卷析勢數廿六丁

四十八卷繪傳  
常住院

## 〔第一段〕 詞書

建暦二年正月二日より、上人、日來」不食の所勞増氣し給へり、すべてこの「三四四年よりこのかたは、耳目矇昧に」して、色を見、聲をき、給事、ともに「分明ならず、しかるをいま、大漸の期」ちかつきて、二根明利なる事、むかし」にたかはす、みる人隨喜し、不思議の「おもひをなす、二日以後ハ、更に餘言を」ましへす、ひとへに住生の事を談し、「高聲の念佛たへすして、睡眠の」時にも舌口とこしなへにうこく、同」三日、ある弟子、今度御住生は決定歟と」たつね申に、われ、もと極樂にありし」身なれば、さためてかへりゆくへしと」のたまふ、又、法蓮房申さく、古來の先徳」みなその遺跡あり、しかるにいま、精舍」一字も建立なし、御入滅の後、いつくを」もてか御遺跡とすへきやと、上人答給ハく、「あとを一廟にしむれハ、遺法あまね」からす、予か遺跡は、諸州に遍滿すへし、「ゆへいかむとなれば、念佛の興行ハ愚老」一期の勸化なり、されば、念佛を修せん」ところは、貴賤を論せず、海人漁人かとま」やまでも、みなこれ予か遺跡なるへし」とそおほせられける、」

欽文

法然上人、正月  
二日より食事進  
まず

建暦 二年正月一日より、上人、日來不食の所勞増氣し給えり。すべてこの  
三年、四年よりこの方は、耳目矇昧にして、色を見、声を聞き給う事、共に分明な  
らす。然るを今、大漸の期近付きて、二根明利なる事、昔に違わず。見る人隨  
喜し、不思議の思いを為す。二日以後は、更に余言を交えず。偏に往生の事を談  
じ、高声の念佛絶えずして、睡眠の時にも舌口永久に動く。同三日、或る弟  
子、「今度、御往生は決定歟」と尋ね申すに、「我、元極樂に在りし身なれば、  
定めて帰り行くべし」と宣う。又、法蓮房申さく、「古來の先徳、皆その遺跡あ  
り。然るに今、精舎一宇も建立なし。御入滅の後、何処をもつてか御遺跡とす  
べきや」と。上人答え給わく、「跡を一廟に占むれば、遺法遍からず。予が遺跡  
は、諸州に遍満すべし。故如何となれば、念佛の興行は愚老一期の勧化なり。さ  
れば、念佛を修せん所は、貴賤を論せず、海人・漁人が苦屋までも、皆これ予が  
遺跡なるべし」とぞ仰せられける。

高声念佛絶えず、  
睡眠の時も舌口  
動く  
三日、弟子の問  
にもと極樂に在  
りし身という  
予が遺跡は諸州  
に遍満  
念佛を修せん所  
は皆予が遺跡  
は皆子が遺跡

## 〔第一段〕 詞書

十一日の辰時に、上人をき居給て、「高聲念佛し給、きく人みな涙を」なかす、弟子ふにつけてのたまハく、高」聲に念佛すべし、弥陀佛のきたり」給へるなり、このミなをとなふれハ、一人」としても住生せずといふ事なしとて、「念佛の功德をほめ給事、あたかもむかしのことし、觀音勢至菩薩、聖衆」現してまします、おかみたてまつるや、と」の給へは、弟子ふおかミたてまつらすと」申、これをき、給て、いよ／＼念佛すへ」しとす、め給、「

### 釈文

十一日辰時、身  
を起し高声念佛

上人、弥陀、觀  
音・勢至等來現  
するを見、念佛  
を勧む

十一日の辰時に、上人起き居給いて高声念佛し給う。聞く人皆涙を流す。  
弟子等に告げて宣わく、「高声に念佛すべし。弥陀佛の来り給えるなり。この御名を唱うれば、一人としても往生せずという事なし」とて、念佛の功德を讃め給う事、恰も昔の如し。「觀音・勢至菩薩、聖衆現じてまします。拝み奉るや」と宣えば、弟子等「拝み奉らズ」と申す。これを聞き給いて、「愈々念佛すべし」と勧め給う。

〔第三段〕 詞書

同日巳時に、弟子ふ、三尺の弥陀の像を」むかへたてまつりて、病床のみきにたて」たてまつりて、この仏おかみますやと」申に、上人ゆひにてそらをきして、この」ほとけのほかにまた仏まします、おか」むやいなや、とおほせられて、すなはちかた」りての給ハく、おほよそこの十餘年」よりこのかた、念佛功つもりて、極樂の」莊嚴をよひ、佛井の真身をおかミたて」まつる事、つねの事なり、しかれとも、としころハ」秘していはす、いま最後にのそめり、かるか」ゆへにしめすところなりと、また、弟子ふ仏」の御手に五色のいとをつけて、とりまし」ませとす、め申せは、上人の給ハく、かやう」の事ハ、これつねの人の儀式なり、わか身に」をきては、いまたかならすしもしからす」とて、ついにとり給ハす、」

祝文

同日巳時、弟子、  
病床に弥陀像を  
置く

おなじひ  
同一日の巳時に、弟子等、三尺の弥陀の像を迎え奉りて、病床の右に立て奉  
りて、「この仏拝みますや」と申すに、上人指にて空を指して、「この仏の  
外に又仏まします。拝むや否」(おお)と仰せられて、即ち語りて宣わく、「凡  
この十

この十余年來極樂莊嚴、仏菩薩の真身を拝み奉ることは常の事なり。五色の糸をとることは常の事なり。常の事なり。然れども、年來は秘して言わず。今最後に臨めり。かるが故に示すことは常の事なり。

余年よりこの方、念佛功積もりて、極樂の莊嚴及び仏菩薩の真身を拝み奉る事、常の事なり。所なり」と。又、弟子等、仏の御手に五色の糸を付けて、「取りましませ」と勧め申せば、上人宣わく、「斯様の事は、これ常の人の儀式なり。我が身に於きては、未だ必ずしも然らず」とて、遂に取給わず。

## 〔第四段〕 詞書

廿日の巳時に、坊のうへに紫雲そひく、「なかに円形の雲あり、その色五色にして、畠繪の仏の圓光のことし、路次往反」の人、處にしてこれをみる、弟子不申「さく、このうへに紫雲あり、御往生のちか」つき給へるかと、上人の給へく、あハれるなるかなや、わか往生ハ一切衆生のためなり、念佛の信をとらしめむかために、瑞相現するなりと、」又、おなしき日の未の時にいたりて、空を見」あけて、目しハらくもましろきたまはざる事、」五六反ばかりなり、看病の人々あやしみて、仏の「来給へるかとたつね申せハ、然なり、とこたえ給、又、「廿四日の午時に、紫雲おほきにたなひく、西山の水」の尾の峯に、すみやくともから十餘人、これをみて來」てつけ申、廣隆寺より下向しける禪尼も、途中」にしてこれを見て、たつねきたりて、このよし

を」申す、見聞の諸人、隨喜せずといふ事なし、」

## 釈文

二十日、巳時、  
瑞相現ず

我が往生は一切  
衆生の為なり、切  
念仏の信を取り  
しめんが為に瑞  
相現するなり  
同日未の時、仏  
の来現を見る  
二十四日午時、  
紫雲棚びく  
諸人、隨喜せず  
といふ事なし。

二十日の巳時に、坊の上に紫雲聳く。中に円形の雲あり。その色五色にして、図絵の仏の円光の如し。路次往反の人、処々にしてこれを見る。弟子等申さく、「この上に紫雲あり。御往生の近付き給えるか」と。上人宣わく、「哀れなるかなや。我が往生は一切衆生の為なり。念佛の信を取らしめむが為に瑞相現するなり」と。又、同じき日の未の時に至りて、空を見上げて、目暫くも瞬ぎ給わざる事、五、六遍ばかりなり。看病の人々怪しみて、「仏の來り給えるか」と尋ね申せば、「然なり」と答え給う。又、一十四日の午時に、紫雲大きに棚引く。西山の水の尾の峯に、炭焼く輩十余人、これを見て來りて告げ申す。広隆寺より下向しける禪尼も、途中にしてこれを見て、訪ね來りてこの由を申す。見聞の

## 〔第五段〕 詞書

廿二日よりは、上人の御念佛、あるひハ「半時、あるひは一時、高聲念佛不退」なり、

二十四日酉の刻  
より翌日巳時まで  
高声念佛間断  
なし  
弟子、助音す

廿四日の酉刻より、廿五日の巳時に」いたるまでは、高聲歎をせめて無間なり、「弟子五六人、かはる／＼助音するに、助音ハ窮屈すといへとも、老邁病惱の身をこ」たり給ハす、未曾有の事なり、群集」の道俗感涙をもよをさすといふ事」なし、廿五日の午刻よりは、念佛の御」こゑやうやくかすかにして、高聲は」とき／＼ましはる、まさしく臨終に」のそミ給とき、慈覺大師の九條の」袈裟をかけ、頭北面西にして、光明遍」照、十方世界、念佛衆生、攝取不捨の」文をとなへて、ねふるかことくして、息たへ」たまひぬ、音聲と、まりてのち、なを脣舌」をうこかし給事、十餘反はかりなり、「面色ことにあさやかに、形欣容ゑめる」に似たり、建暦二年正月廿五日午の」正中なり、春秋八十にみち給、釋尊の」入滅におなし、壽筭のひとしきのみに」あらず、支干、又、ともに壬申なり、豈奇特」にあらすや、惠燈すてにきへ、仏日また」没しぬ、貴賤の哀腸する事、考妣を」喪するかことし、「

## 祝文

二十三日よりは、上人の御念佛、或は半時、或是一時、高声念佛不退なり。  
二十四日の酉刻より、二十五日の巳時に至るまでは、高声体を責めて無間な  
り。弟子五、六人、代わる代わる助音するに、助音は窮屈すと雖も、老邁病惱す

二十五日午刻より念佛微かに、身怠り給わす。未曾有の事なり。群集の道俗、感涙を催さずといふ事なし。二時々高声となる。慈覚大師の九条袈裟を掛け、午の正中、眠るが如く示寂さる。

十五日の午刻よりは、念佛の御声漸く微かにして、高声は時々交わる。正しく臨終に臨み給う時、慈覚大師の九条の袈裟を掛け、頭北面西にして、「光明遍照」の身怠り給わす。未曾有の事なり。群集の道俗、感涙を催さずといふ事なし。二時々高声となる。慈覚大師の九条袈裟を掛け、午の正中、眠るが如く示寂さる。

一方世界、念佛衆生、攝取不捨の文を唱えて、眠るが如くして息絶え給いぬ。

音声止まりて後、猶脣舌を動かし給う事、十餘ばかりなり。面色殊に鮮やかに、形容笑めるに似たり。建暦一年正月一十五日の午の正中なり。春秋八十に満ち給う。釈尊の入滅に同じ。寿算の等しきのみにあらず、千支又、共に壬申なり。豈奇特にあらずや。惠灯既に消え、仏日又没しぬ。貴賤の哀傷する事、考妣喪するが如し。

## 〔第六段〕 詞書

武藏國の御家人、棄原左衛門入道實名不知と申けるもの、上人の化導をつたへ」ときゝて、吉水の御房へたつねまいりて、「念佛往生の道を、しへられたてまつり」てのちは、但信稱名の行者となりにけれハ、「歸國のおもひをやめ、祇園の西の大門の北」のつらに居をしめて、つねに上人の「禪室に參して、不審を決し、念佛をこ」たりなかりけるか、無始よりこのかた、常没」流轉して、出離その期をしらぬ身の、忽に「他力

に乗して往生をとけ、なかく生死」のきつなをきらむ事、ひとへにこれ上人」御教誠のゆへなりとて、報恩のために「真影をうつしと、めたてまつりけり、その」ころさしを感じて、上人みつからこれ」を開眼したまふ、上人御往生の後は、「ひとへに生身のおもひをなして、朝夕に「歸依渴仰す、かの入道ついに種きの」奇瑞をあらはし、往生の素懐をとけに」けり、年来同宿の尼、本國へかへり」くたるとき、件の真影を知恩院へ」送たてまつる、當時、御影堂におハシ」ます木像これなり、」

## 釈文

武藏國の御家人  
桑原左衛門入道  
上人の教化を受  
く  
但信称名の行者

武藏國の御家人、桑原左衛門入道（実名を知らず）と申しける者、上人の化導を伝え聞きて、吉水の御房へ訪ね参りて、念佛往生の道を教えられ奉りて後は、但信称名の行者となりにければ、帰国の思いを止め、祇園の西の大門の北の頬に居を占めて、常に上人の禅室に参じて不審を決し、念佛怠りなかりけるが、無始よりこの方、常没流転して、出離その期を知らぬ身の、忽ちに他方に乘じて往生を遂げ、永く生死の絆を切らむ事、偏にこれ上人御教誡の故なりとて、報恩の為に真影を写し留め奉りけり。その志を感じて、上人自らこれを開眼し給う。上人御往生の後は、偏に生身の思いを為して、朝夕に帰依渴仰

上人報恩の為に  
真影を写し留める

同宿の尼、同像  
を知恩院に送る、  
御影堂木像これ

す。彼の入道、遂に種々の奇瑞を現わし、往生の素懐を遂げにけり。年來同宿の尼、本国へ帰り下る時、件の真影を知恩院へ送り奉る。當時、御影堂におわします木像これなり。

〔奥書〕

三十七卷析勞數廿二丁  
四十八卷繪傳  
知恩院常住

常住

知恩院

## 〔第一段〕 詞書

參議兼隆卿、七八年のさきにゆめミ」らく、人ありて、おほきなる雙紙を披見」す、これをミれば、諸人往生をしるせり、「もし法然上人の往生をしるすところや」ある、とみもてゆくに、はるかのおくに、上人」臨終の時は、光明遍照、十方世界、念佛」衆生、攝取不捨の文を誦して、往生し」給へしとするせり、ゆめさめてのち、人に」かたらす、いまの往生の相に符合のあひた、「信仰のよし申をくる、又、上人往生の前後」に、諸人の瑞夢これおほし、四条京極」の薄師真清ハ、正月十九日の夜、ゆめに、「東山の法然上人の禪房のうへに紫雲」そひけり、人ありて、これハ往生の雲なり、「といふとみる、次の日巳時に、紫雲かの坊の」うへにおほへり、處々にこれをみる、ゆめと」荷合す、弟子念阿弥陀佛ハ、同廿三日の」夜、上人往生の紫雲、ならびにしきひかり」虛空にみち、異香をかくとみる、三條小川の」倍従、信賢か後家の養女、ならひに仁和寺」の比丘尼西妙は、廿四日の夜、明日午時に」往生し給へしとみて、おとろき、たりて、「終焉にあふ、花園の准后的侍女、参河局ハ、「廿四日の

夜のゆめに、上人の住房をミれば、「四方に錦の帳をたれたり、色／＼あさやかにして、けふりまたみちみてり、よく／＼これを」みれば、けふりにはあらす、すなはち紫雲」なり、上人すでに往生し給へるかとおほえ」てさめぬ、花山院の右大臣家の青侍江内、「ならひに八幡の住人、右馬允時廣か」子息金對丸ハ、同夜に、上人往生の儀を」見て、廿五日の早旦に人々にかかる、天王寺」の松殿法印<sub>静尊</sub>は、廿五日午刻に、脇息ニ」よりかゝりて休息し給へるゆめに、上人」往生の時、車の輪のことくなる八輻輪の、「八方のさきことに雜色の幡をかけて、東より」西へゆくに、金色のひかり四方をてらし、天地」にみちく／＼て、日光映蔽せらると見たまふ、「一切經の谷の袈裟王丸は、廿五日の夜、童子」玉の幡をさして、千万の僧衆香爐をとり、「上人を圍繞して、西にゆき給とみる、門弟」隆寛律師ハ、初七日にあたりて、「一晝夜」の念佛をつとむるに、一人の僧きたりて、「上人ハはや往生傳にいり給へり、とつくと」とみる、すべて諸人の夢想おほしといへとも、「しけきによりて、つふさにしるます。」

## 祝文

參議藤原兼隆卿、  
夢に法然上人往生を記した双紙を披見す。

參議<sub>さんぎ</sub>兼隆卿<sub>かねだかきょう</sub>、七、八年の前に夢見らく、人在りて大きなる双紙<sub>おお</sub>を披見す。これ

上人往生の前後、  
諸人、瑞夢を見る

四条京極の笛師  
眞清

念阿弥陀仏

三条小川、陪從  
信賢の後家の養女  
仁和寺の比丘尼  
西妙

青侍の江内、八  
幡の右馬允時広  
の子息金剛丸

天王寺、松殿法印

を見れば、諸人往生を記せり。若し、法然上人の往生を記す所やあると、見  
もつて行くに、遙かの奥に、「上人臨終の時は、光明遍照、十方世界、念佛衆  
生、攝取不捨の文を誦して、往生し給うべし」と記せり。夢覚めのち、人に語ら  
ず。今、往生の相に符合の間、信仰の由申し送る。又、上人往生の前後に、諸  
人の瑞夢これ多し。四条京極の笛師眞清は、正月十九日の夜夢に、東山の  
法然上人の禪房の上に、紫雲聳けり、人在りて、「これは往生の雲なり」と言う  
と見る。次日巳時に、紫雲彼の坊の上に覆えり。凡にこれを見る。夢と符  
合す。弟子念阿弥陀仏は、同二十三日の夜、上人往生の紫雲、並びに白き光  
虛空に満ち、異香を嗅ぐと見る。三条小川の陪從信賢が後家の養女、並びに仁  
和寺の比丘尼西妙は、二十四日の夜、明日午時に往生し給うべしと見て、驚き  
來りて終焉に遭う。花園の准後の侍女、三河局は二十四日の夜の夢に、上人  
の住房を見れば、四方に錦の帳を垂れたり。色々鮮やかにして、煙又満ち満て  
り。能く能くこれを見れば、煙にはあらず、則ち紫雲なり。上人既に往生し給  
えるかと覚えて覚めぬ。花山院の右大臣家の青侍江内、並びに八幡の住人、  
右馬允時広が子息金剛丸は、同夜に上人往生の儀を見て、二十五日の早旦に  
人々に語る。天王寺の松殿法印（静尊）は、二十五日午刻に、脇息に寄り掛

一切經の谷の袈裟王丸

隆寛法律師

上人、往生伝に入り給う

かりて休息し給える夢に、上人往生の時、車の輪の如くなる八輻輪の、八方の先毎に雜色の幡を掛けて、東より西へ行くに、金色の光四方を照らし、天地に満ち満ちて、日光明蔽せらると見給う。一切經の谷の袈裟王丸は、一十五日の夜、童子玉の幡を差して、千万の僧衆香炉を執り、上人を囲繞して、西に行き給うと見る。門弟隆寛法律師は、初七日に当たりて、一夜の念仏を勤むるに、ひとりの僧來りて、「上人は早や『往生伝』に入り給えり」と告ぐと見る。すべて諸人の夢想多しと雖も、繁きによりて、具さに記さず。

## 〔第二段〕 詞書

上人の住坊の、ひむかしの岸のうへに、「西はれたる勝地あり、ある人これを」相傳して、「自身の墓所ときためをき」けるを、上人入洛の、ち、去年十二月、「かの領主、上人に寄進す、券契ふ、おなし」く寄進状にあひそへてたてまつりけれハ、「源空にゆつりたふは、これ三寶に廻向」せらるゝなり、仏うけ給へとて、火中に」なけ入られぬ、しかるにいま、「上人往生」のとき、この地に廟堂をたて、石の「唐檻をかまへてをさめをきたてまつる」この地の事をかねて夢に見ける」ともからおほかりけれども、「なにとおもひ」いる、事なくてすきにけるか、いま」上人の墓所となるとき、

不思議のおもひを」なして、面おもてにゆめをしるしをくれり、かの「地の北の庵室に寄宿せる禪尼、先年の「夢に、天童この地を行道すとみる、又、「かの房主、去年十一月十五日の夜のゆめに、」この地に青蓮花ひらけて、金色の光」か、やくとみる、又、隣家の清信女、同月」の夢に、この地に色いろの蓮華ひらけて、「おのの光をはなし、妙香を薰すとみる、「清水寺の住僧、同月九日の夜の夢に、「夜叉神夜叉群集して、この地をひき、石を」た、むと見る、別當入道惟方卿の娘娘孫云々、」粟田口の禪尼、上人往生の後、二月十三日」の夜の夢に、上人の墳墓にまいりたれハ、「八幡の寶殿なり、御戸を開けたるに、「御正躰まします、傍なる人、その御正躰を」さして、これこそ法然上人よ、といふを」き、て、信心おこり、身の毛いよたち、あせ」なかるとみる、又、一人の女人、同三月十四日の「夜の夢に、上人の廟堂にまいりたれは、」庭に色いろの蓮華あり、一人の僧ありて、「いた」ひらけざる蓮花一莖いっじやうをあたへて、この地に「詣せむものには、この蓮華一莖いっじやうをあたふ」へし、これ往生人のかすにいるべきしるし」なり、この事あまねく人にしめすへし、と」のたまふ、掌てをあはせて、これをうくと「おもひてゆめさめぬ、この夢におとろき」て、かの墳墓にたつねまいれるに、地景と」いひ、廟堂といひ、事の儀すこしも夢に」たかハさりけれハ、信心あさからずして、この「よしを披露するに、まことをいたし、あゆミを」はこぶもの、

忌月をむかへて貴賤いちをなし、「亡日をまちて、上下そてをつらねけり、當時、」知恩院といへるこれなり、」

## 祝文

住房東崖地の領  
主、上人に寄進

上人の住坊の東の岸の上に、西晴れたる勝地あり。或る人これを相伝して、  
自身の墓所と定め置きけるを、上人入洛の後、去んぬる年十一月、彼の領主、  
上人に寄進す。券契等、同じく寄進状に相添えて奉りければ、「源空に譲り賜

ぶは、これ三宝に廻向せらるるなり。仏受け給え」とて、火中に投げ入れられ  
ぬ。然るに今、上人往生の時、この地に廟堂を建て、石の唐櫃を構えて納め置  
き奉る。この地の事を予て夢に見ける輩多かりけれども、何と思ひ入るる事  
なくて過ぎにけるが、今上人の墓所となる時、不思議の思いを為して、面々に  
夢を記し送れり。彼の地の北の庵室に寄宿せる禪尼、先年の夢に、天童この地を  
行道すと見る。又、彼の房主、去んぬる年十一月十五日の夜の夢に、この地  
に青蓮華開けて、金色の光輝くと見る。又、隣家の清信女、同月の夢に、こ  
の地に色々の蓮華開けて各々光を放ち、妙香を薰ずと見る。清水寺の住僧、同

房主  
隣家の清信女  
清水寺住僧

夢を記し送る  
面々  
北の庵室寄宿の  
禪尼  
月九日の夜の夢に、夜叉神等群集して、この地を引き、石を置むと見る。  
別当

惟方卿の娘粟田  
口の禪尼 八幡宝殿の御正  
体は上人

入道惟方卿の娘（或る説には孫と云々）粟田口の禪尼、上人往生の後、一月十三日の夜の夢に、上人の墳墓に参りたれば、八幡の宝殿なり。御戸を開けたるに、御正体します。傍らなる人、その御正体を指して、「これこそ法然により」と言うを聞きて、信心起こり、身の毛並立ち、汗流ると見る。又、一人の女人、同三月十四日の夜の夢に、上人の廟堂に参りたれば、庭に色々の蓮華あり。一人の僧在りて、未だ開けざる蓮華一茎を与えて、「この地に詣ぜむ者には、この蓮華一茎を与うべし。これ、往生人の数に入るべき驗なり。この事遍く人に示すべし」と宣う。掌を合わせて、これを受くと思いて夢覚めぬ。この夢に驚きて、彼の墳墓に訪ね参れるに、地景といい、廟堂といい、事の儀少しも夢に違わざりければ、信心浅からずして、この由を披露するに、誠を致し、歩みを運ぶ者、忌月を迎えて貴賤市を成し、亡日を待ちて上下袖を連れけり。

一人の女人  
三人よ」と言うを聞きて、信心起こり、身の毛並立ち、汗流ると見る。又、一人の女人、同三月十四日の夜の夢に、上人の廟堂に参りたれば、庭に色々の蓮華あり。一人の僧在りて、未だ開けざる蓮華一茎を与えて、「この地に詣ぜむ者は、この夢に驚きて、彼の墳墓に訪ね参れるに、地景といい、廟堂といい、事の儀少しも夢に違わざりければ、信心浅からずして、この由を披露するに、誠を致し、歩みを運ぶ者、忌月を迎えて貴賤市を成し、亡日を待ちて上下袖を連れけり。  
當時、知恩院といえるこれなり。

知恩院

### 〔第三段〕 詞書

四条堀河に、材木を賣買して、世を「わたるものありけり、その名を堀河の」太郎入道といふ、ふかく上人に帰し、「念佛を信して、上人往生のときは、」廟堂の柱をそた

堀河の太郎入道  
廟堂の柱を奉る

てまつりける、しかるに」上人の中陰に、ある日の午刻はかりに、「老翁一人、上人の墳墓にたつねき」たりていはく、我ハこれ西山の樵夫」なり、すきぬる寅時のゆめに、一人の「僧きたりてつけての給はく、法然上人」の墓所堂の柱奉加せる入道、た、いま」極樂に生す、ゆきて結縁すへしと、「これによりてたつね參するよしを申、」をきなのつけによりて、僧衆ふゆきて」たつねるに、かの太郎入道ハ、所勞に」よりて、この程、東石藏<sub>の東</sub>禪林寺なる所に」移住せりと申あひた、をの／＼かの所へ」ゆきてたつねるに、さる事侍り、事の」縁ありてこれに侍つるか、上人つねに」かたはらにまし／＼て、臨終のちかつく」よしをしめし、念佛をす、め給なりとて、「よろこひ侍つるか、すきぬるあかつき、すでに」往生をとけ侍ぬると申す、たつねいたる」僧衆、ならひに老翁、ゆめの告のたか」ハさる事を感し、上人に繫属結縁の」むなしからさる事をよろこひて、をの／＼」なミたをそおとしける、」

## 祝文

四条堀河に、材木を売買して世を渡る者ありけり。その名を堀河の太郎入道といふ。深く上人に歸し、念佛を信じて、上人往生の時は廟堂の柱をぞ奉りける。然るに上人の中陰に、或る日の午刻ばかりに、老翁一人、上人の墳墓

西山の樵夫、上人  
の墳墓を訪れ、  
堀河太郎入道の  
往生に結縁した  
旨を申す

東石藏（禅林寺）

に訪ね來りて云く、「我はこれ西山の樵夫なり。過ぎぬる寅時の夢に、一人の僧來りて告げて宣わく、法然上人の墓所堂の柱、奉加せる入道、只今極樂に生ず。行きて結縊すべしと。これによりて訪ね参する」由を申す。翁の告げによりて、僧衆等行きて尋ぬるに、「彼の太郎入道は、所労によりてこの程、東石藏（禅林寺の東）なる所に移住せり」と申す間、各々彼の所へ行きて尋ぬるに、「さる事侍り。事の縁ありてこれに侍りつるが、上人常に傍らにましまして、臨終の近付く由を示し、念佛を勧め給うなりとて、喜び侍りつるが、過ぎぬる暁、既に往生を遂げ侍りぬる」と申す。訪ね到る僧衆、並びに老翁、夢の告げの違わざる事を感じ、上人に繫属結縊の虚しからざる事を喜びて、各々涙をぞ落としける。

## 〔奥書〕

四十八卷繪傳

知恩院  
常住

三十八卷析巻數十九丁

〔第一段〕 詞書

上人臨終のとき、遺言のむねあり、「孝養の」ために、精舎建立のいとなみをなすことなかれ、「心」さしあらハをの／＼群集せず、念佛して恩を「報すへし、もし群集あれは、鬪諍の因縁なり、と」の給へり、しかれとも法蓮房、世間の風儀に「順して、念佛のほかの七日／＼の佛事を修すへ」きよし申されければ、諸人これにしたかふ、「

初七日 導師信蓮房

檀那大宮入道内大臣實宗公、かの諷誦の文云、

夫以、先師在生のむかし、弟子朝をのかれしゆふへ、「一心の精誠をこらして、十重の禁戒をうく、」かるかゆへに、濟度を彼岸にたのミ、敬て諷誦を「この砌に修す、小善根をきらふ事なけれ、」からず大因縁たらむ、仍蓮臺の妙果を「かさらむかために、はやく霜鐘の逸韻を」たゞく、以下これおなし、真名をもちて假名にうつす、」

釈文

法然上人臨終の遺言

孝養の為に精舎建立の嘗みを為す事な

す事なけれ

世間の風儀

七七日の仏事

上人臨終の時、

遺言の旨あり。

孝養の為に、

精舎建立の嘗みを為す事な

こと

なこと

れ。志あらば、各々群集せず、念仏して恩を報すべし。若し群集あれば、鬪諍の因縁なり」と宣えり。然れども法蓮房、世間の風儀に順じて、念仏の外の、七日七日の仏事を修すべき由申されければ、諸人これに従う。

初七日。

導師信蓮房

檀那大宮入道内大臣

(実宗公)

彼の諷誦の文に云く、

「夫れ以れば、先師在生の昔、弟子朝を逃れし夕べ、一心の精誠を凝らして、十重の禁戒を受く。かるが故に、濟度を彼岸に馳み、敬いて諷誦をこの砌に修す。小善根を嫌う事なけれ、必ず大因縁たらむ。仍て蓮台の妙果を飾らむが爲に、早く霜鐘の逸韻を敲く」(真名をもつて仮名に写す。以下これ同じ)。

初七日 導師信蓮房  
檀那大宮入道内大臣

諷誦文

二七日 導師求佛房

檀那別當入道孫某申

〔第一段〕 詞書

## 祝文

二七日 檀那別當入道の孫（某と申せり）  
孫檀那別當入道求仏房

にしちにち。  
二七日。

どうしへ  
導師求仏房

## 〔第三段〕 詞書

三七日 導師住真房

檀那正信房湛空

誦經物、唐朝王羲之摺本、一紙面十二行、八十餘字書之、

にしへよし、ゆくへき道の、しるへせよ、」

むかしもとりの、あとはありけり、」

## 祝文

三七日 檀那別當入道の孫（某と申せり）  
孫檀那別當入道求仏房

さんしちにち。  
二七日。

どうしへ  
導師住真房

三七日 導師住真房

檀那正信房湛空

誦經物

じゅきょうのもの  
誦經物、唐朝王羲之の摺本、

一紙面十二行八十餘字之を書す。

西へよし、行くべき道の、標せよ、  
昔も鳥の、跡はありけり、

## 〔第四段〕 詞書

### 四七日 導師法蓮房

檀那良清、かの諷誦の文云、

先師、末法万年のはしめにあたりて、弥陀一教のすくれたることをひろむ、智惠  
劍」をひきさく、莫耶のほこさきときに「あらす、戒行珠をみかく、摩尼のひかり」  
明をならふ、抑、尊靈逝川にさきたちて、「四七日、遠人来迎の雲をのそむ、新墳に」  
ついて両二度、遺弟酷烈の氣をかく、誠諦」の言をおもひて、菩提の願をこふといへ  
とも、「掲焉の旨意敬もて伏膺す、」

### 釈文

四七日。

導師法蓮房

檀那良清、彼の諷誦の文に云く、

「先師、末法万年の初めに当たりて、弥陀一教の優れたる事を弘む。智恵の剣を

四七日  
導師信空  
檀那良清

諷誦文

提ぐ。莫耶の鋒利きにあらず。戒行珠を瑩く。摩尼の光明を比ぶ。抑そもそも尊そん  
靈逝川に先立ちて四七日、遠人来迎の雲を望む。新墳に就いて両二度、遺弟酷ゆいていこく  
烈の氣を開ぐ。誠諦の言を思いて、菩提の願を乞うと雖も、揭焉の旨意敬い  
もつて服膺す」

## 〔第五段〕 詞書

五七日 導師權律師隆寛

檀那勢觀房源智、かの諷誦の文云、

彩雲軒をおほふ、ちかく見、とをく見て、來集す、吳香室にみつ、我きゝ、人きゝ、  
て嗟嘆す、」

## 祝文

五七日。

導師權律師隆寛

檀那勢觀房源智、彼の諷誦の文に云く、

「彩雲軒を覆う。近く見、遠く見て來集す。異香室に満つ。我聞き、人聞きて嗟  
嘆す」

五七日 導師隆寛  
檀那源智  
諷誦文

〔第六段〕 詞書

六七日 導師法印聖覺」

檀那慈鎮和尚、かの諷誦の文云、」

佛子、上人存日のあひた、「はく法文を」談し、常に唱導にもちふ、結縁のおもひ」あさからす、濟度の願ふかきかことし、「これによりて、今六七の忌辰にあたりて、」いさゝか三敬の諷誦を修す、法衣を「きゝけて、往生の家にをくる、解脱の衣」これなり、法食をまゝけて、化城の門に」ほとこす、禪悅の食これなり、然則、聖靈ハ」かの平生の願にこたえて、かならず上品の「蓮臺に生し、佛子は眞實の思によりて、「はやく最初の引摺をえむ、」

祝文

六七日。 導師法印聖覺

檀那慈鎮和尚、彼の諷誦の文に云く、

「仏子、上人存日の間、屢々法文を談じ、常に唱導に用う。結縁の思い浅からず。濟度の願深きが如し。これによりて、今六七の忌辰に当りて、聊か三敬の諷

六七日 導師聖覺  
檀那慈鎮  
諷誦文

誦を修す。法衣を捧げて往生の家に送る、解脱の衣これなり。法食を儲けて化城の門に施す、禪悅の食これなり。然れば則ち、聖靈は彼の平生の願に応えて、必ず上品の蓮台に生じ、仏子は眞実の思いによりて、早く最初の引摶を得む

## 〔第七段〕 詞書

七二日 導師三井僧正公胤

檀那法蓮房信空、かの諷誦の文云、

先師廿五歳のむかし、弟子十二歳の時、かたしけなくも師資の契約をむすひ、ひさしく五十の年序をつめり、一旦、生死をへたつ、「九廻の腸たえなんとす、北嶺黒谷の草庵ニ」宿せしより、東都白河の禪房にうつりしにいたるまで、其間撫育の恩といひ、提撕の志といひ、報謝の思、昊天きハまりなし、「こゝをもて弥陀迎攝一軀の形像をあらハ」し、胎藏金剛両部の種子を安す、又、妙法花經八軸を摺寫し、金光明經一部を「書寫して、もちて開眼し、もちて」開題す、一心の懇志、三寶知見し給へ、」

三井の僧正、ねんころに導師をのそみ申されけるあひた、おもひのほかなる心地しけるほとに、導師として種々の捧物」を隨身せられたりけり、子細おほつかな」か

りけるに、説法のとき、「佛經の讃嘆」をハリてのち、つふさに淨土決疑抄を」やく因縁をのへていはく、今日の唱導」にす、み參する事ハ、ひとへに上人誹謗」の重罪を懲悔せむためなり、上人面談の」ついてに、我宗の大事ニ箇条、条との僻事をなをされ、又上人の」をしへをもちて、これを決す、門弟と稱」するにたれり、上人一言の智弁を」きゝて、下愚三巻の謬書をやくといへとも、「先非をかなしむ涙をさへかたく、後悔」をいたすおもひきえかたし、これによりて、「随分の噠噭をきゝけて廟堂に詣し、「慇懃の懲悔をこらして寶前に」ひさまつく、弟子まことをいたす、亡魂」こゝろさしをおさめ給へとて、落涙せられ」ければ、聴衆感嘆のこゑ、ひゝきをなし、「諸人隨喜のなミた、袖をしほりけり、」

### 祝文

七七日

導師公胤

諷誦文

七々日。

導師三井僧正  
公胤

檀那法蓮房信空、彼の諷誦の文に云く、

「先師二十五歳の昔、弟子十一歳の時、忝くも師資の契約を結び、久しう五十年序を積めり、一旦、生死を隔つ。九廻の腸絶えなんとす。北嶺黒谷の草庵に宿せしより、東都白河の禪房に移りしに至るまで、其の間撫育の恩とい

い、提撕の志といい、報謝の思い、昊天極まりなし。ここをもつて弥陀迎撰  
一軀の形像を現わし、胎藏・金剛両部の種子を安んず。又、『妙法華經』八軸  
を摺写し、『金光明經』一部を書写して、もちて開眼し、もちて開題す。一心  
の懇志、三宝知見し給え

三井の僧正、導師を望み申されける間、思の外なる心地しける程に、導師  
たのは、上人誹謗の重罪を懺悔せん為なり  
自著淨土決疑抄  
を焼く因縁を述ぶ  
三井の僧正、懇ろに導師を望み申されける間、思の外なる心地しける程に、導師  
として種々の捧物を随身せられたりけり。子細覚束なかりけるに、説法の時、仏  
經の讚嘆終わりて後、具に『淨土決疑鈔』を焼く因縁を述べて云く、「今日の唱  
導に進み参ずる事は、偏に上人誹謗の重罪を懺悔せむ為なり。上人面談の序  
に、条々の僻事を直され、又、我が宗の大聖二箇条、上人の教えをもちて、こ  
れを決す。門弟と称するに足れり。上人一言の智弁を聞きて、下愚二巻の謬書  
を焼くと雖も、先非を悲しむ涙抑え難く、後悔を致す思い消え難し。これによ  
りて、随分の嗟嘆を捧げて廟堂に詣し、慇懃の懺悔を凝らして宝前に跪く。弟  
子、誠を致す。亡魂志を納め給え」とて、落涙せられければ、聴衆感嘆の声、  
響きを成し、諸人隨喜の涙袖を絞りけり。

三十九卷  
析帝數廿六丁

四十八卷  
繪傳

常知恩院

## 〔第一段〕 詞書

上人かたりての給ハく、われ、一向専念の「義をたつるに、人おほく謗していはく、たとひ」諸行を修すといふとも、またく念佛往生のさハ」りとなるへからず、何あな  
かちに一向専念の「義をたつるや、これ偏執の義なりと、かくのこと」くの難をいた  
すハ、この宗のいはれをしらさる」ゆへなり、經にハ一向専念無量壽佛といひ、尺に  
ハ」一向専念弥陀佛名と判せり、經尺をはなれて、わた」くしにこの義をたてハ、誠  
にせむるところのかれ」かたし、此難をいたさんとおもハゝ、先尺尊を謗し、「次に  
善導を謗すへし、そのとか、またくわか身の」うへにあらす、とそおほせられける、  
一向専修の義」を破する人おほかりしなかに、蘭城寺の長吏、大貳」僧正公胤、いま  
た大僧都なりし時、上人を誹謗して、「公胤か見たらん文を、法然房の見ぬハありと  
も、法然」房の見たる覽事の、公胤かみぬハよもあらしと」自嘆して、淨土決疑抄  
三巻を記して、選擇集を」破す、則學佛房を使者として、上人の室にをくら」る、と  
き、上人、かの使にむかひて、これをひらき見」給に、上巻のハしめに、法花に即往

安樂の文あり、「觀經」に讀誦大乘の句あり、讀誦、極樂に往生するになにの」さまたけかあらん、しかるに、讀誦大乘の業を廢し」て、たゞ念佛ハかりを付属すといふ、これおほきなるあや」まりなりといへり、この文を見たまひて、おハリを「見す、さしをきてのたまハく、この僧都、これほとの」人とおもハさりつ、無下の事なりけり、一宗をたつと」き、かれは廢立のむねを存すらんとおもハるへし、「しかるに、法花をもて觀經往生の行にいれらるゝ事、宗」義の廢立をわするゝに似たり、もしよき學生なら」は、觀經ハこれ尔前の教なり、かのなかに法花を撮す」へからす、とそ難せらるへき、今の淨土宗の心ハ、觀經前後」の諸大乘經をとりて、みなことく往生の行のなかニ」撮す、なんそ法華ひとりもれんや、あまねく撮する心ハ、「念佛に對してこれを廢せんためなり、との給ければ、「使帰てこのよしをかたるに、僧都口をとちて、言説な」かりけり、あるとき、宜秋門の女院中宮にて、一品の宮を「御嬢妊の時、上人ハ御戒の師にめされ、公胤ハ御導師に」参したまひて、參會し給事侍き、御受戒ハて、「上人」退出せんとし給に、預きたりて、しハし候ハせ給へ、見」參に入侍らんと、大貳の僧都御房申せと候、と申あひた、「贊祇候し給に、御經供養ハて、「僧都きたりて、上人にハ」念佛の事をそ尋申へけれども、まつ大要なるに」つきて申侍なり、東大寺の戒の四分律にて侍る事ハ、「如何なるいはれにて侍そ、と申

さるゝあひた、東大寺の」戒の四分律にてあるへき道理を具に尺したまひ」たりしか  
ハ、僧都かへりて勘て見給けるに、上人申さるゝ「むね、すこしもたかハさりけれハ、  
次の日、又參會の時、」昨日仰られ侍し事とも、誠にき候けりとて、僧都」以外に上  
人を帰敬したまひ、淨土の法門を談し、「かねて余事にわたる、玄惣をくゑんくゐ、  
と僧都の」申されけれハ、その宗の人の申侍しハ、くゑんうむ、と「こそ申侍しか、  
暉とかきてこそくるとハよみ侍れ、」惣とかきてハうむとこそよみ侍れ、と上人直申  
され」き、惣してかくのこときのあやまりとも、七ヶ條まで」直されたりしかハ、僧  
都退出のゝち、才子にかたられ」けるハ、今日法然房に對面して、七ヶ条の僻事を直  
さ」れたり、常に見參せハ、さいかくハつき侍なん、たつる」ところの淨土の法門、  
聖意に違すへからず、あふきて」信へし、かの上人の義をそしる、これおほきなると  
か」なりとて、則製作の決疑抄三卷をやかれにけり、誠」博覽のいたり、ゆゝしかり  
けりとそほめ申されける、」かの僧正ハ、顯密の達者にて、智行兼備せり、稱美の  
詞、「信をとるにたれるものなり、上人の中陰の唱導を」のそみつとめて、かさねて  
前非を懺悔せられき、ひとへに」上人の勸化に歸し、念佛の行おこたりなくして、建  
保」四年潤六月廿日、春秋七十二、禪林寺のほとりにして」往生をとけられしに、洛  
中洛外紫雲を見、瑞相を」きゝて、群集結縁の道俗かすをしらす、寺門の碩德」顯密

の宗匠なりき、しかれとも、善をきゝてうつりや」すぐ、非をあらため信を生して、つるに往生の「素懷をとけられにき、末學偏執のおもひ、むしろ」古賢のあとにハちさらんや、」

## 釈文

専修念佛誹謗のこと

上人語りて宣わく、「われ一向専念の義を立つるに、人多く誹じて云く、仮令諸行を修すといふとも、全く念佛往生の障りとなるべからず。何んぞ強ちに一向専念の義を立つるや。これ偏執の義なりと。斯くの如くの難を致すは、この宗の謂れを知らざる故なり。経には一向専念無量寿仏といい、釈には一向専念弥陀仏名と判ぜり。経釈を離れて私にこの義を立てば、誠に責むる所逃れ難し。此の難を致さんと思わば、先ず釈尊を誹じ、次に善導を誹らずべし。その科、全く我が身の上にあらず」とぞ仰せられける。一向専修の義を破する人多かりし中に、園城寺の長吏、大式の僧正公胤、未だ大僧都なりし時、上人を誹謗して、「公胤が見たるん文を法然房の見ぬはありとも、法然房の見たるん事の、公胤が見ぬはよもあらじ」と自嘆して、『淨土決疑鈔』二巻を記して、『選択集』を書き選択集を破す。則ち学仏房を使者として、上人の室に送らるる時、上人、彼の使いに對

淨土決疑鈔を書き選択集を破す  
園城寺公胤の誹難

宜秋門院御懷妊のとき、法然上人、戒の師に召されると、大式の僧都御房申せと候と申す間に、暫く祇候し給うに、御經供養果てて、僧都來りて、「上人には念佛の事をぞ尋ね申すべけれども、まず大要なるに就きて

いて、これを開き見給うに、上巻の初めに、『法華』に「即往安樂」の文あり。

『觀經』に「読誦大乘」の句あり。読誦、極楽に往生するに、何の妨げかあらん。然るに、読誦大乗の業を廢して、唯、念佛ばかりを付属すという。これ大きなる誤りなりといえり。この文を見給いて、終わりを見ず、差し置きて宣わく、「この僧都、これ程の人と思わざりつ。無下の事なりけり。一宗を立つ時、彼は廢立の旨を存ずらんと思わるべし。然るに、『法華』をもつて『觀經』往生の行に入れらるる事、宗義の廢立を忘るるに似たり。若し良き学生ならば、『觀經』はこれ爾前の教えなり、彼の中に『法華』を撰すべからず、とぞ難ぜらるべき。今この淨土宗の心は、『觀經』前後の諸大乘經を探りて、皆悉く往生の行の中に撰す。何ぞ『法華』独り漏れんや。遍く撰する心は、念佛に対してこれを廢せん爲なり」と宣いければ、使い帰りてこの由を語るに、僧都口を閉じて、言説なかりけり。或る時、宜秋門の女院中宮にて、一品の宮を御懷妊の時、上人は御戒の師に召され、公胤は御導師に參じ給いて參会し給う事侍りき。御受戒果てて、上人退出せんとし給うに、預來りて「暫し候わせ給え。見参に入り侍らんと、

申し侍るなり。東大寺の戒の、四分律にて侍る事は如何なる謂れにて侍るぞ」と申さる間、東大寺の戒の、四分律にてあるべき道理を具さに釈し給いたりしかば、僧都帰りて、勘えて見給いけるに、上人申さるる旨、少しも違わざりければ、次の日、又參会の時、「昨日仰せられ侍りし事ども、誠にさ候いけり」とて、僧都もつての外に上人を帰敬し給い、淨土の法門を談じ、兼ねて余事にわたる。

玄惣を「ぐゑんくゐ」と僧都の申されければ、「その宗の人申し侍りしは、「ぐゑんうむ」とこそ申し侍りしか。暉と書きてこそ『くる』とは読み侍れ。惣と書きては『うむ』とこそ読み侍れ」と上人直し申されき。忽じて斯くの如きの誤りとも、七ヶ条まで直されたりしかば、僧都退出の後、弟子に語られけるは、「今日法然房に對面して、七ヶ条の僻事を直されたり。常に見参せば、才覚は付き侍りなん。立つる所の淨土の法門、聖意に違すべからず。仰ぎて信すべし。彼の上人の義を誇る。これ大きなる科なり」とて、則ち製作の『決疑抄』二卷を焼かれにけり。「誠に博覧の至り、由々しかりけり」とぞ褒め申されける。彼の僧正は、顯密の達者にて、智行兼備せり。称美の詞、信を取るに足れるものなり。上人の中陰の唱導を望み勤めて、重ねて前非を懺悔せられき。偏に上人の勸化に歸し、念佛の行怠りなくして、建保四年閏六月二十日、春秋七

上人、公胤の  
七ヶ条の僻事を  
直す

公胤、淨土決疑  
抄を焼く

十一、  
禪林寺の辺にして往生を遂げられしに、洛中洛外、紫雲を見、瑞相を聞  
きて、群集結縁の道俗數を知らず。寺門の碩德、顯密の宗匠なりき。然れども、  
善を聞きて移り易く、非を改め信を生じて、遂に往生の素懷を遂げられにき。未  
だ偏執の思ひ、寧ろ古賢の跡に恥じざらんや。

## 〔第一段〕 詞書

梅尾の明惠上人高弁、摧邪輪三巻を記して、選択」集を破す、上人の門徒こそりて難  
をくハへしに」よりて、かさねて、莊嚴記といへる一巻の書をつくり」て、その難を  
救すといへとも、義理不相應のあひた、此」書をつくられてのち、いよ／＼名譽をお  
とされけり、「入道民ア卿長房卿ハ、もとより明惠上人に帰したる」人なりけれハ、  
かの邪輪を信して、高野明遍僧都ニ」みせたてまつらんとし給ける時、僧都、なに文  
そ、と尋申」されけるに、選択集を破したる文なり、と申されけれハ、「我ハ念佛者  
なり、念佛を破したらん文をハ、手にもとる」へからす、目にも見るへからす、とて  
返し給にけり、かの「禅門も、のちにハ、選択のいみしき事を聞ひらきて、「かへり  
て選択に帰して、いつれの文か邪輪なるらんと、」申されけるとなむ、其後、仁和寺  
の昇蓮房、かの邪輪を」もちて、明遍僧都にみせたてまつるに、僧都申されけるハ、「

梅尾の明恵、  
邪輪を著し、  
選択集を破す。

選 摺

凡立破のみちハ、まつ所破の義をよく／＼心得てこそ「破するならひなるに、選択集の趣をつや／＼心えすし」て、破せられたるゆへに、その破さらにあたらさる也。」その中に、吳学吳見をもて、群賊にたとふるを破」せられたるも、これ善導の觀經の疏の文なり、またく「法然房のとかにあらす、おほかた生死をハなれんと思ふ」程の人の、これまで罵詈誹謗せられたる事も心得」かたし、との給へり、かの僧都は、論議決択のみち、日本」オ一のほまれありき、ある時、貞慶已講解脱上人是也、澄憲」法印、明遍僧都會合して、われら一族三人、いさ宗論」し侍らん、と申されけるに、澄憲法印筆をとりて、「三論に明遍あり、敵のつるぎをとりて敵を害す」法相に貞慶あり、寸をとへハ寸をこたふ、宗論さらに」かなふへからす、とそかゝれたりける、すへて一期の間、「論義につまらす、とそ申つたへ侍る、その評判、無」下にハ侍らしかし、されハ、かの明惠上人、菅宰相」為長卿のもとへおハしたりけるに、摧邪輪の事を」申いたしたりければ、さる事侍しかとも、ひか事」なりけりとおもひなりて、いまハ後悔し侍なり、と」申されけるとなむ。」

### 釈文

梅尾の明惠上人（高弁）、『摧邪輪』三卷を記して『選択集』を破す。上人

高野の明遍僧都  
摧邪輪を手にと  
らず

仁和寺の昇蓮房、  
摧邪輪を明遍に  
見せしとき、明  
遍、その破当  
と評す

解脫房貞慶、澄  
憲法印、明遍僧都  
会合し、宗論  
せんとする

の門徒挙りて難を加えしによりて、重ねて『莊嚴記』といえる一巻の書を作りて、その難を救すと雖も、義理不相応の間、此の書を作られて後、愈々名譽を落とされけり。入道民部卿長房卿は、元より明惠上人に帰したる人なりければ、彼の『邪輪』を信じて、高野明遍僧都に見せ奉らんとし給いける時、僧都、「何文ぞ」と尋ね申されけるに、「選択集」を破したる文なり」と申されければ、「我は念佛者なり。念佛を破したらん文をば、手にも取るべからず、目にも見るべからず」とて返し給いにけり。彼の禪門も、後には、「選択」のいみじき事を聞き開きて、却りて『選択』に帰して「何れの文か、『邪輪』なるらん」と申されけるとなむ。其の後、仁和寺の昇蓮房、彼の『邪輪』をもちて、明遍僧都に見せ奉るに、僧都申されけるは、「凡そ立破の道は、まず所破の義を能く能く心得てこそ破する習いなるに、『選択集』の趣をつやつや心得ずして破せられる故に、その破更に当たらざる也。その中に、異学・異見をもつて群賊に譬うるを破せられたるも、これ善導の『觀經の疏』の文なり。全く法然房の科にあらず。大方生死を離れんと思う程の人の、これまで罵詈誹謗せられたる事も、心得難し」と宣えり。彼の僧都は、論議決択の道、日本第一の誉れありき。或る時、貞慶已講（解脱上人是れ也）・澄憲法印・明遍僧都、会合して「我ら一族二人、

明恵、今は後悔  
すといふ

いざ宗論し侍らん」と申されけるに、澄憲法印筆を執りて、「三論に明遍在り、敵の剣を取りて敵を害す。法相に貞慶在り、寸を問えば寸を答う。宗論更に叶うべからず」とぞ書かれたりける。「すべて一期の間、論義に詰まらず」とぞ申し伝え侍る。その評判、無下には侍らじかし。されば、彼の明惠上人、菅宰相為長卿の許へおわしたりけるに、『摧邪輪』の事を申し出したりければ、「さる事侍りしかども、僻事なりけりと思ひなりて、今は後悔し侍るなり」と申されけるとなむ。

### 〔第三段〕 詞書

禅林寺の大納言僧都靜遍ハ、池の大納言頼盛卿」の息弘法大師の門人なり、はしめ醍醐の「座主勝憲僧正を師として、小野の流をつけ」のちにハ、仁和寺の上乘院の法印仁隆にあひて、「廣澤の流をつたへて、事相教相、抜群のほまれ」ありき、淨土門にいれる濫觴を、みつからかたり申されけるは、世こそりて選擇集に帰し、念佛門」にいるものおほくしこえし程に、嫉妬の心を」おこして選択集を破し、念佛の道をふさか」むと思ひて、破文かくへき料紙までと、のへて、選択集をひき見るところに、日ころの所案おほきに」相違す、末代悪世の凡夫の出離生死のみちハ、「

ひとへに稱名の行にありけりと見きたためにし」かハ、かへりてこの書を賞翫して、自行の指南に」そなふるよしをそ申されける、日來嫉妬の」心を生し給ける事をくひかなしみて、大谷」の墳墓にまうて、なくく悔謝していはく、今日」よりは上人を師とし、念佛を行とすへし、聖」靈照、覽をたれて先非をゆるし給へ、とそ」くとき申されける、其後綱班を辞し、みつから」心円房と号して、一向念佛せられき、あまさへ」續選択をつくりて、上人の義道を助成し、一偈」をむすひていハく、一期所案極、永捨世道理、唯」稱阿弥陀、語嘿常持念と、又、法照禪師の五會法」事讚の、彼佛因中立弘誓、聞名念我惣來迎と」いへる七言八句の文を誦して、淨土宗の肝心、この」文なり、とそつねハ申されける、つるに貞應三年」四月廿日、本意のことく往生をとけられにけり、「月氏にハ天親菩薩、ハしめ小乗を信して、五百ア」の論をつくりて、大乗を破せしかとも、後に「改悔の心をおこし、大乗に帰せしかハ、大乗五百」部の論をつくりて、かへりてこれをほめき、晨」旦にハ宋の張丞相、いまた秀才たりし時、ふかく」佛法をそねみて、破法論をつくるむと沉吟せし」とき、何氏方便をめくらして、邪見の説ともを」よくく見て破すべきなりとて、維摩經三卷」をあたへしかハ、この經を披閱して、ふかく改悔」の心をおこし、護法論をつくりて、かへりて仏教」をたすけき、震旦日域ことなれとも、捨邪帰正の」あと、むかしもかくこそ侍けれ、「

釈文

禪林寺僧都 静遍

禪林寺の大納言僧都 静遍は、池の大納言頬盛卿の息、弘法大師の門人なり。初めは醍醐の座主勝慧僧正を師として、小野の流を受け、後には仁和寺の上乗院の法印仁隆に会いて広沢の流を伝えて、事相・教相、抜群の誉れありき。

静遍、淨土門へ  
の濫觴

淨土門に入る濫觴を、自ら語り申されけるは、「世掌りて『選択集』に帰し、念仏門に入る者多く聞こえし程に、嫉妬の心を起こして『選択集』を破し、念佛往生の道を塞がむと思いて、破文書くべき料紙まで調えて、『選択集』を引き見る所に、日頃の所案大きに相違す。末代悪世の凡夫の出離生死の道は、偏に称名の行にありけりと見定めにしかば、却りてこの書を賞讃して、自行の指南に備うる」由をぞ申されける。日來嫉妬の心を生じ給いける事を悔い悲しみて、大谷の墳墓に詣でて、泣く泣く悔謝して云く、「今日よりは上人を師とし、念佛を行とすべし。聖靈照覽を垂れて、先非を許し給え」とぞ口説き申されける。その後綱班を辞し、自ら心円房と号して、一向念佛せられき。剩え『統選択』を作りて、上人の義道を助成し、一偈を結びて云く、「一期の所案極まりて、永く世の道理を捨て、唯阿弥陀を称えて、語默して常に持念す」と。又法照禪師の

天親菩薩

張丞相

『五会法事讚』の「彼の仏、因中に弘誓を立てたまえり。名を聞きて我を念ずれば、惣て来迎せん」と言える七言八句の文を誦して、「淨土宗の肝心、この文なり」とぞ、常は申されける。遂に貞応二年四月二十日、本意の如く往生を遂げられにけり。月氏には天親菩薩、初め小乗を信じて、五百部の論を作りて大乗を破せしかども、後に改悔の心を起こし、大乗に帰せしかば、大乗五百部の論を作りて、却りてこれを褒めき。震旦には宋の張丞相、未だ秀才たりし時、深く仏法を好みて、『破法論』を作らむと沈吟せし時、向氏方便を巡らして、「邪見の説どもを能く能く見て破すべきなり」とて、『維摩經』三卷を与えしかば、この經を披閱して、深く改悔の心を起こし、『護法論』を作りて、却りて仏教を助けき。震旦・日域異なれども、捨邪帰正の跡、昔も斯くこそ侍りけれ。

## 〔奥書〕

四十卷析勢數廿一丁

四十八卷繪傳

知恩院  
常住院